

市町国保事務の標準化・効率化について

平成30年8月17日

平成30年度以降の市町国保事務の標準化・効率化に向けた取組みについて

標準化・効率化に向けた基本的な考え方

- ・市町が担う国保事務のうち、当該市町が単独で行うのではなく、標準化して実施することにより、事務量や経費の削減につながるものについて、引き続き標準化等を検討していく。
- ・市町間で運用に差異がある事務について、県内統一の運用が望ましいものは統一基準を設ける。
- ・これまでの市町との協議に基づき、実施に伴う効果や実現可能性が高い事務について、段階的に標準化等を進めていく。

標準化を検討する事務

項 目	標準化を検討している事務内容	標準化の時期
① 被保険者証の交付	・被保険者証の更新時期統一および高齢受給者証との一体化	平成31年8月
② 外国人・DV被害者等適用基準	・事務取扱マニュアル	今後検討
③ 世帯の継続性に係る判定基準	・国の参酌基準（世帯主に着目した判定）に基づいて判定	平成30年4月
④ 異動情報に関する運用基準	・国の取扱要領に基づいて運用	平成30年4月
⑤ レセプト点検のチェック項目、点検方法	・全市町における内容点検およびその共同実施	平成30年4月
⑥ 高額療養費の支給勧奨方法、添付書類	・全市町における支給勧奨の実施および添付書類の有無	今後検討
⑦ 療養費、葬祭費の添付書類等	・全市町における添付書類および葬祭費支給額の統一	今後検討
⑧ 第三者求償の対象者抽出方法、確認方法	・第三者求償に係る確認作業を全市町が実施	今後検討
⑨ 一部負担金減免の減免事由、減免基準	・標準的な運用基準の設定	平成31年4月
⑩ 保険税減免の減免事由、減免基準	・標準的な運用基準の設定	平成31年4月
⑪ 保険給付費の支払い	・県国保連への直接支払い	平成30年4月

平成30年度の主な取組み

- ・被保険者証の更新時期の統一および高齢受給者証との一体化
- ・レセプト二次点検（内容点検）の共同実施
- ・保険税および一部負担金の減免に係る標準的な運用基準の設定

被保険者証の更新時期統一および高齢受給者証との一体化について①

現 状

- ・県内において被保険者証と高齢受給者証を別々に発行しているのは14市町であり、被保険者証の更新時期にもバラつきがある。
(高齢受給者証の更新時期は8月で統一されている。)

今後の取組み

- ・被保険者や保険医療機関等の利便性向上や市町における証発行事務の効率化を図るため、平成31年8月からの更新時期統一および高齢受給者証との一体化を進める。
- ・平成30年度は、被保険者証の統一様式の検討・決定、様式変更に伴う市町のシステム改修への財政支援等を行う。

○各市町の被保険者証更新時期等の状況【平成29年度】

保険者名	被保険者証一斉更新日	高齢受給者証との一体化
福井市	10月	
敦賀市	10月	
小浜市	10月	
大野市	10月	
勝山市	8月	
鯖江市	10月	
あわら市	8月	○
越前市	10月	
坂井市	8月	○
永平寺町	8月	○
池田町	10月	
南越前町	10月	
越前町	10月	
美浜町	10月	
高浜町	10月	
おおい町	4月	
若狭町	10月	
合計	4月	1市町
	8月	4市町
	10月	12市町
		3市町

被保険者証の更新時期統一および高齢受給者証との一体化について②

統一基準の基本的な考え方

- 既に証の一体化を実施している市町（坂井市、あわら市、永平寺町）の様式（レイアウト）に合わせる。※3市町は同一様式
- 各記載事項の名称や位置は、全市町で統一する。

被保険者証の統一基準（H30.7.24連携会議において決定）

1. 様式

【表面】

①一般被保険者証

福井県国民健康 保険被保険者証	有効期限 記号	年月日 番号
		年月日
氏名 ^{※1}	生年月日	性別
住所	世帯主氏名	適用開始年月日
交付年月日	年月日	年月日
保険者番号	交付者名	印
	〇〇市(町)	

②退職被保険者証

福井県国民健康 保険被保険者証	(本人 ^{※2})	有効期限 記号	年月日 番号
			年月日
氏名	生年月日	年月日	性別
住所	世帯主氏名	適用年月日	
交付年月日	年月日	年月日	
保険者番号	交付者名	印 ^{※3}	
	〇〇市(町)		

③一般被保険者証(高齢受給者証一体型)

福井県国民健康 保険被保険者証	有効期限 記号	年月日 番号	
兼高齢受給者証	2割(特例措置により1割)	有効期日	年月日
氏名	生年月日	年月日	性別
住所	世帯主氏名	適用開始年月日	
交付年月日	年月日	年月日	
保険者番号	交付者名	印	
	〇〇市(町)		

※1 フリガナについては、各市町において、任意で追加可能とする。

※2 退職被扶養者の場合は、「被扶養者」と標記。

※3 公印の色については、「朱色」または「黒色」とする。

【裏面】

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）に規定されている様式第1号（第6条関係）を原則とするが、注意事項等の追加記載は可とする。

2. 更新時期

8月1日更新 ※平成31年度から更新時期を統一。

3. 有効期間

1年間（8月1日から翌年7月31日まで）

4. 被保険者証の色

福井県後期高齢者医療被保険者証と色の重複がないよう、毎年度、福井県後期高齢者医療広域連合に確認しながら、福井県において決定する。なお、色については、3色程度をローテーションで使用する。

レセプト二次点検の共同実施および保険税等減免の標準的な運用基準について

レセプト二次点検の共同実施

(目的)

- レセプト二次点検※（内容点検）は、各市町が民間委託や嘱託職員の雇用等により独自に実施していたが、点検項目や点検方法にバラつきがあるため、共同で実施（一括委託）することにより、点検項目の統一および一定の点検水準の確保、点検経費の削減を図る。

※レセプト二次点検…受給資格の有無の確認（資格点検）および過去の診療報酬請求内容の適否確認（内容点検）を行う点検。

(平成30年度からの取組み)

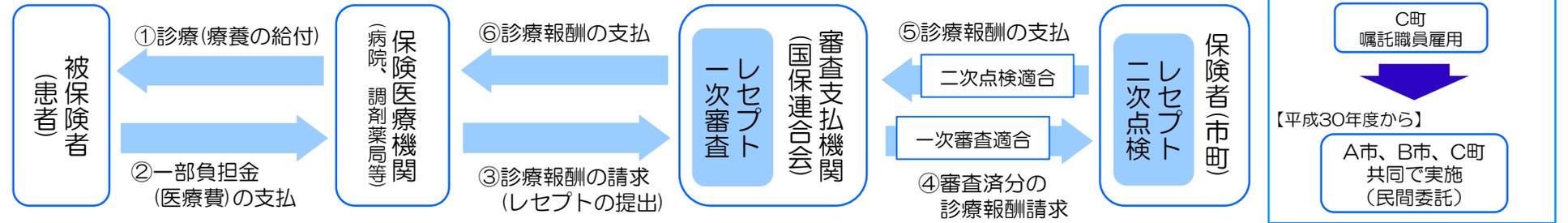
- 12市町が参画して実施。

【参画市町】 福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、高浜町、おおい町、若狭町

(今後の取組み)

- 費用対効果等を十分に精査したうえで、全市町の参画を推進していく。

【レセプト点検の流れ】



保険税等減免の標準的な運用基準

(現状)

- 保険税および一部負担金の減免については、市町において実施されているが、市町間で減免の基準が異なっている。
- 条例により、地方税法第717条※の規定に基づく減免事由の大枠は定めているが、詳細な減免事由や基準を定めていない市町がある。

※地方税法第717条

地方団体の長は、①天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、②貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者③その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

(今後の取組み)

- 被保険者が市町間で住所異動をした場合に、保険税負担等がある程度公平になるよう保険税および一部負担金の減免に係る標準的な運用基準の設定を検討する。